

○ カジノ管理委員会規則 第二号
国 土 交 通 省 令

金融庁組織令の一部を改正する政令（令和八年政令第二百四十六号）の施行に伴い、特定複合観光施設区域整備法に基づくカジノ事業者又はカジノ施設供用事業者が行う設置運営事業等の監査及び会計に関する命令の一部を改正する命令を次のように定める。

令和八年八月五日

カジノ管理委員会委員長 佐藤 隆文

国土交通大臣 金子 恭之

特定複合観光施設区域整備法に基づくカジノ事業者又はカジノ施設供用事業者が行う設置運営事業等の監査及び会計に関する命令の一部を改正する命令

特定複合観光施設区域整備法に基づくカジノ事業者又はカジノ施設供用事業者が行う設置運営事業等の監査及び会計に関する命令（令和四年 カジノ管理委員会規則 第一号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「第二十四条第一項」を「第三十四条第一項」に改める。

附 則

この命令は、令和八年八月七日から施行する。